

事業主 各位殿

沖縄労働局長登録教習機関／沖縄県職業能力開発協会会員

株式会社沖縄建設機械技能センター

(登録番号第175号, 登録有効期間:令和10年3月24日)

労働安全衛生法に基づく

「フォークリフト運転技能講習【31H・11H コース】」開催のご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、1トン以上のフォークリフトを運転して荷役作業に従事する場合、労働安全衛生法第 61 条及び同法施行令第 20 条により、「フォークリフト運転技能講習」を修了した者でなければ、その業務に従事することができません。

つきましては、当技能センターにおいて標記講習を実施しますので、貴事業場において係わる業務に就こうとする労働者に受講させ資格を習得させて頂きますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時：(学科) 令和6年7月8日(月) 9:00～18:30

(実技) 【31H】 A 班 令和6年7月9日(火)～12日(金) 8:30～17:00

B 班 令和6年7月16日(火)～19日(金) 8:30～17:00

【11H】 令和6年7月19日(金) 12:30～17:30

2. 講習会場：(学科)西原・中城地区※学科会場は2カ月前に公表いたします。

(実技)西原・与那原マリパーク駐車場(西原町字東崎 17 番地)

※日程の詳細(カリキュラム)は、
開講式当日配布いたします。

3. 受講料：【31H】42,900 円(テキスト代・交付手数料込み)

【11H】19,800 円(テキスト代・交付手数料込み)

【振込先】 沖縄銀行 泡瀬支店 普通預金 1932834
株式会社 沖縄建設機械技能センター

【振込先】 琉球銀行 泡瀬支店 普通預金 831052
株式会社 沖縄建設機械技能センター

※受講料は申込期日までにお振込み又は事務所にてお支払いください。

※お支払い期日を過ぎますと原則、自動キャンセルになりますのでご了承ください。

※お振込手数料は、お客様ご負担でお願い致します。

※一旦納入された受講料はご返金できませんので、ご了承ください。

4. 定 員：【31H】40名

【11H】10名

5. 受講資格：【31H】道路交通法の普通免許を有する者(AT可)

【11H】下記の条件①または②のすべての条件(A.B.C)に該当する者

- ① 大型特殊自動車免許(1種・限定ナシ)の所持
- ② A.普通自動車免許の所持(AT可)
B.フォークリフト特別教育修了証(1t未満)
C.フォークリフト特別教育修了後3ヶ月以上の実務経験証明書

6. 申込方法：【ネット予約／メール予約／FAX／事務所にて直接】

※お電話にて仮予約を必ず行ってください。

※証明写真は縦4cm×3cmをご準備ください

7. 申込期限：令和6年6月28日(金)17:00 まで

8. 申込場所：(株)沖縄建設機械技能センター
中城村字南上原 1056 番地 2

受付時間：9:00～18:00(平日)

TEL:098-953-0705

メール:company@okiken.net

ホームページ:https://okiken.net/

